

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	令和年月日	決裁	令和年月日
議長	副議長	局長	次長	係長	主査	担当		文書取扱主任	

第5回 総務文教常任委員会会議録

開催年月日	令和元年11月26日(火曜日)	開会9時57分	閉会11時27分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	安樂、東元、堀、山口、渡邊、寄谷、佐々木、	事務局	竹谷事務局長	
	本間、柴田、荒木、議長		菊田次長	
欠席委員				
説明員	別紙のとおり			
議件	別紙のとおり			
議事概要	1 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。			
	(1) 令和元年度一般会計補正予算について			
	(2) 公の施設の指定管理者の指定について(音楽公民館)			
	(3) 石狩川河川敷パークゴルフ場の今後の運営について			
	(4) 令和元年度一般会計補正予算について			
	(5) 令和元年度一般会計補正予算について(財務会計システム改修)			
	(6) 専決処分について(損害賠償額の決定)			
	(7) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について			
	(8) 令和元年度一般会計補正予算について(人事院勧告関連)			
	(9) 令和元年度一般会計補正予算について(ドライブレコーダー導入)			
	(10) 会計年度任用職員制度の導入について			
	(11) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について			
	(12) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について			
	(13) 令和元年度一般会計補正予算について(人事給与システム改修)			
	(14) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について			
	(15) 令和元年度一般会計補正予算の専決処分について			
	(16) 「滝川市避難所等変更計画書(案)」について			
	(17) 「水防災タイムライン・カンファレンス全国大会2019in北海道」の開催及び「タイムライン防災・北海道ネットワーク」の設立について			
	(18) 「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」による栃木市への職員派遣等について			

上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 安樂良幸 印

令和元年11月22日

滝川市議会議長 関 藤 龍 也 様

滝川市長

前 田 康 吉

滝川市教育委員会教育長

山 崎 猛

総務文教常任委員会への説明員の出席について

令和元年10月28日付け滝議第92号にて通知がありました第5回総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	中 島 純 一
総務部次長	長 瀬 文 敬
総務部次長	柳 圭 史
総務部総務課長	深 村 栄 司
総務部総務課主幹	橋 本 英 昭
総務部総務課長補佐	半 井 仁
総務部総務課長補佐	須 藤 公 夫
総務部総務課係長	高 橋 美智子
総務部総務課係長	平 野 貴 之
総務部総務課防災危機対策室長	湯 浅 芳 和
総務部総務課防災危機対策室係長	千 葉 昭 一
総務部総務課防災危機対策室主任主事	倉 嶋 真 司
総務部財政課長	堀之内 孝 則
総務部財政課長補佐	岡 崎 卓 哉
総務部財政課係長	常 盤 彰 彦

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	田 中 嘉 樹
教育部学校運営課長	杉 山 敏 彦
教育部学校運営課長補佐	三 吉 修 司
教育部学校運営課係長	高 橋 伸 明
教育部社会教育課長	景 由 隆 寛
教育部社会教育課長補佐	中 寺 静 江
教育部社会教育課係長	松 本 智 康

(総務部総務課法制文書係)

第5回 総務文教常任委員会

日 時 令和元年11月26日 (火)
午前10時00分～
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告事項について (※印は臨時会関連、○は定例会関連)

《教育部》

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ○ (1) 令和元年度一般会計補正予算について | (資料) 学校運営課 |
| ○ (2) 公の施設の指定管理者の指定について (音楽公民館) | (資料) 社会教育課 |
| (3) 石狩川河川敷パークゴルフ場の今後の運営について | (資料) 社会教育課 |
| ○ (4) 令和元年度一般会計補正予算について | (資料) 社会教育課 |

《総務部》

- | | |
|--|--------------|
| ○ (5) 令和元年度一般会計補正予算について (財務会計システム改修) | (資料) 財政課 |
| ※ (6) 専決処分について (損害賠償額の決定) | (資料) 総務課 |
| ※ (7) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | (資料) 総務課 |
| ※ (8) 令和元年度一般会計補正予算について (人事院勧告関連) | (資料) 総務課 |
| ○ (9) 令和元年度一般会計補正予算について (ドライブレコーダー導入) | (資料) 総務課 |
| ○ (10) 会計年度任用職員制度の導入について | (資料) 総務課 |
| ○ (11) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について | (資料) 総務課 |
| ○ (12) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について | (資料) 総務課 |
| ○ (13) 令和元年度一般会計補正予算について (人事給与システム改修) | (資料) 総務課 |
| ○ (14) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について | (資料) 総務課 |
| ※ (15) 令和元年度一般会計補正予算の専決処分について | (資料) 防災危機対策室 |
| (16) 「滝川市避難所等変更計画書 (案) 」について | (資料) 防災危機対策室 |
| (17) 「水防災タイムライン・カンファレンス全国大会2019in北海道」の開催 及び「タイムライン防災・北海道ネットワーク」の設立について | (資料) 防災危機対策室 |
| (18) 「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」による栃木市への職員派遣等について | (資料) 防災危機対策室 |
| (19) 防災行政無線 (移動系) 更新事業の概要について | (資料) 防災危機対策室 |

2 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第5回 総務文教常任委員会

R1.11.26 (火)10:00~

第一委員会室

開会 9:57

委員長 第5回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静ですが、委員については全員出席です。議長に出席いただいております。傍聴につきましては木下議員です。

1 所管からの報告事項について

委員長 1、所管からの報告事項について。※印については臨時会関連、◎については定例会関連になっておりますので、事前審査に当たらないようにご留意よろしくお願いいたします。

それでは、教育部、(1)、令和元年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(1) 令和元年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

(2)、公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）について説明を求めます。

(2) 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

(別紙資料に基づき説明する。)

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。次に(3)、石狩川河川敷パークゴルフ場の今後の運営について説明を求めます。

(3) 石狩川河川敷パークゴルフ場の今後の運営について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

(4)、令和元年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(4) 令和元年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

ここで所管入れかえのため休憩いたします。

休憩 10:05

再開 10:07

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部、(5)、令和元年度一般会計補正予算について（財務会計システム改修）について説明を求めます。

(5) 令和元年度一般会計補正予算について（財務会計システム改修）

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(6) 専決処分について（損賠賠償額の決定）について説明を求めます。

(6) 専決処分について（損害賠償額の決定）

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

山 口

高橋係長

確認したいのですけれども、31万円の車どめとはどういうものなのでしょうか。子どもの国の車どめなのですけれども、車どめのさらに地面の中のほうからも直した経過がございまして、子どもの公用の車どめということですので、中の部分を直したものと上に出ている車どめの分と合わせての金額となっております。

山 口

高橋係長

委員長

一般的なコンクリートではなくてですか。

コンクリートではなくて、ステンレスの車どめになっています。

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

(7) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、(8)、令和元年度一般会計補正予算について（人事院勧告関連）について一括して説明を求めます。

(7) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(8) 令和元年度一般会計補正予算について（人事院勧告関連）

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(9) 令和元年度一般改正補正予算について（ドライブレコーダー導入）について説明を求めます。

(9) 令和元年度一般会計補正予算について（ドライブレコーダー導入）

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(10) 会計年度任用職員制度の導入について、(11)、滝川市会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例について、(12)、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、(13)、令和元年度一般会計補正予算について（人事給与システム改修）について一括で説明を求めます。

(10) 会計年度任用職員制度の導入について

(11) 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

(12) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

(13) 令和元年度一般会計補正予算について（人事給与システム改修）

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(14)、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明を求めます。

(14) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(15)、令和元年度一般会計補正予算の専決処分について説明を求めます。

(15) 令和元年度一般会計補正予算の専決処分について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(16)、「滝川市避難所等変更計画書（案）」について説明を求めます。

(16) 「滝川市避難所等変更計画書（案）」について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

2点伺いますが、別紙の表の1なのですけれども、まず1つが一番右側の指定緊急避難場所のそれぞれの洪水のリスクがあるかとか、地震の耐震があるかとかという表なのですけれども、大規模な火事というところでバツがついているということは、スプリンクラーがないとか、防火扉がないとか、何かそういうような基準なのかというのが1つです。

それと、各指定避難所の収容人員の現行と縮小が書いてあるのですけれども、これはどういう基準でこれだけ収容できるという、もとの現行でもいいし、何かの基準で恐らく算出されるのだと思うのですけれども、説明し切れないかも

荒木

されませんが、大体こんな感じでというのがあればお願ひします。

千葉係長

まず、大規模な火事の部分につきましては、こちらは避難するスペースです。外の駐車場だとか、そういった部分のスペースが一定程度あるものについては丸と、コミュニティセンターなど例えば駐車台数が五、六台だとか、そういった少数な部分についてはバツというような感じになってございます。

2つ目の収容人数の関係なのですけれども、現行につきましては避難所の面積、これに先ほど申しました1人当たりのスペース1.6、これを割りまして算出されたのが現行の数字になっておりまして、変更の部分につきましてはこれを3平米と見直して数値を計算したものでございます。

荒 木

2つ目なのですけれども、要するに単純に床面積だけで算出するものですかということを伺いたい。

千葉係長

お手元に配付していないのですけれども、ちょっと見づらくて申しわけないのですけれども、それぞれの面積を全て方眼紙に落としまして、3平米と通路、こちらを直接書き込みまして、それで数字を今回は出してございます。単純に数字で割り返して算出したものではないということになっております。

委 員 長

他に質疑ございますか。

本 間

まず、今の収容人員の縮小というか、変更の関係になると思ひますけれども、表2で例えば南ブロックでこの人数で足りているのか、これを足し算したら何人になるのか。要するに全体像でも非常に少ないのではないかという感じがするのが1つと、それと今抽出した南ブロックについては一体どんな人数になって、本当に足りているのか。

それと、もう一つ、福祉避難所の開設も検討しますと書いてあるのですけれども、開設しますではないですか。

千葉係長

申しわけございません、誤記でございます。福祉避難所を開設しますということです。

本 間

ページ数は書いていないのだけれども、一番最後のペーパーの後ろから2ページの下、3番目の大規模災害時の避難所開設の①の警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始の場合、滝川市スポーツセンター第1、第2体育館を開設します。また、福祉避難所の開設も検討しますと記載されているのですけれども、災害が起きてから検討するのかという気がするので、福祉避難所を開設しますになるのではないですか。

委 員 長

各委員、確認できましたか。

あともう一点、先ほどの収容人数の件、答弁お願ひします。

千葉係長

先ほど北ブロック、南ブロックで収容人数が足りないのではないかというところで、こちらでも想定人数を計算したのですけれども、例えば北ブロックでしたら1,000人ぐらい入らないのではないか、その算定はしてございます。そこは足りていないということは確かでございます。ただ、こちらにつきましては、今協定を結んでいる民間の避難所がございます。それを活用したりだとか、今収容人数のところで変更で20パーセント縮小とあるのですけれども、そういうたあふれそうな場合、ぴったり3平米で置くのではなくて、一時的に発災時はすごく避難者が多いと思うのですけれども、そのときにはそれを20パーセントほど縮小して中に入れるというふうにして計算してございます。

本 間

変更から20パーセント縮小というのは、1人の専有面積を20パーセント小さくしたら、後ろのほうにある例えば明苑中学校は553なのだけれども、664になる

という意味なのだ。でも、20パーセント縮小したって足りないのではないか。もう一つ、例えば災害時の協定を結ぶとおっしゃっているけれども、そういうことも表現していって、数字的に足りるようになると、これは成立していないのではないか。

千葉係長

一応その辺も見込んで数字のほうは計算しております、例えば既に協定を結んでいる國學院大學、こちらでは140人を収容可能である。滝川テクニカルセンター、こちらでは168人が収容可能であるというところであったり、20パーセント減と言いましたけれども、浸水継続時間というものがございまして、1日たつと大体水が引くというような地域がございます。そういったことも勘案しまして、2日目から恐らく帰宅するのではないかどうかという、そういった計算もしております、20パーセント程度縮小すれば収容可能であると算出はしてございます。また、全ての市民が避難所に行くとは限らない。ほかの事例を見ますと、例えば車での避難であったり、近隣の親戚の家だったりというところの率というものが大体4割、5割というようなケースもありますので、それを踏まえた上での数字を算出してございます。

本 間

そんなに全員が避難するとは限らない。その平均的な数値についてはわかりましたが、協定するところが今おっしゃったのはかなり公的な場所に近いものだよね。どうしてこういうところに表現してこないのかというのがわからない。それで、例えば市民にしてみると私はどこに避難しようかなって考えるのです。それぞれの人が考えるわけです。だから、そのためにはしっかり全体像でこういう説明も行うべきでないかなと思うのだけれども、その辺はいかがでしょうか。

千葉係長

今回お示ししているものは概要版となっておりますが、正本版につきましてはその辺のところも触れてございます。住民説明会も、一応この概要版に近いものを班回覧等で配布はするのですけれども、そういった説明会の中でもう少し具体的に説明してまいりたいと思っております。

他に質疑ございますか。

委員長
寄 谷

今の質疑と重複するかと思うのですが、収容人数の変更のところでトータルしても5,000人弱、1万人弱という数字があって、民間での先ほどの数字を合わせても1万ちょっとということで、今の市民の4人に1人の収容という形なのですけれども、全員が来ないとしてもやはり計画としてはもう少し大きい範囲で収容するということも計画を立てておく必要があるのではないかと思うところと、避難の区分がなくて、どこでも近いところに行ってくださいという場合には1カ所に集中することが予想されるのですが、そのときに、収容人数が少ない状態で予定していて、それ以上の人数が来たときにはほかに回ってくださいということが、入れない事態が起きるのではないかと思うので、その辺については後で自宅へ戻られるとか、そういうことを予想するのであれば、これを超えた人数もあらかじめ受け入れることもあるということで、その辺も含めて計画を立てておく必要があるのではないかと感じたのですが、その辺についてどうでしょうか。

湯浅室長

1点目の収容人数の考え方でございますけれども、先ほどご説明させていただいた想定数もやはり我々としては考えなければいけないということで、先ほど言った親戚の家に移動するだとか、または自動車避難される方だとか、そういう方々、さらにはすぐに帰られる形も含めて想定の避難者数も算出してござ

いますし、その数字についても計画書に詳細な算出根拠も示してございます。そういう中で、2つ目の質疑になりますが収容人数を上回った避難者が来た場合にどうするのかというような話になってくるかと思いますけれども、大災害が起きたときにはどうしてもしづかせが行く避難所も出てくるかと思います。その避難所を運営する側にいろいろ判断が委ねられるところもありますけれども、一旦は避難者を受け入れて、それからどうするのかというのは滝川市の災害対策本部との連絡をとりながら、移動する必要があれば移動するということも選択肢としてはあるかなと考えてございますけれども、そういった大規模災害のときに移動することが危険であるという判断もあると思いますので、一時的にもしかすると20パーセントをさらに上回る狭い中での一時的な避難というのも避けられないかなと考えてございます。

寄 谷
一応想定としては避難所に来るのは4人に1人ぐらいだろうという想定で考えているということでしょうか。

湯浅室長
大規模水害と大規模地震と両方を算出してございますけれども、大規模水害について最大浸水想定区域で浸水する人口が全人口の4万人に対して2万人というところでございます。ただ、浸水想定区域には50センチ以下、例えば10センチとか20センチ、床下浸水という場合について、そういった方々が果たして厳しい避難所に避難されるかということをあらうかと思いますけれども、そういったところを算出して、最終的には1万人程度が避難所に避難されるだろうと考えてございます。地震の場合についても、最新の地震想定の中で被害が全壊、半壊というところで、そちらの人数を算出した上で避難者数を、先ほどと同様に家族のところ、親戚のところ等を除いて避難所に行く人数が大体その1万人の中に入るということで考えてございます。

委員長
山 口
他に質疑ございますか。
ハザードマップ、これは計画ができたらつくりかえるのだと思うのですけれども、このスケジュールの中の令和2年4月から8月にかけてハザードマップの新しいものを市民に全戸配布するということで理解していいのですか。

湯浅室長
洪水ハザードマップについては、現在のものを新たに変更しなければならないということにはなろうかと思いますけれども、これから予算協議ということでございますので、予算協議の中でハザードマップについては最終的な考え方が示されると考えてございますが、ここに書いてある（5）の令和2年4月から8月の周知につきましては、出水期前、当然大雨が降る前に皆さんに新しくなった避難所について周知をしていきたいと考えております。

山 口
ハザードマップを見て、みんな自分はどこに逃げるのかというのを確認するのです。今のハザードマップは、かなりこれと違いますよね。ですから、それは予算折衝して予算がつかなかつたから、古いのを配りますということにはならないのではないか。

長瀬部次長
山口委員のおっしゃるとおりだと考えておりまして、あわせましてそれについても新年度に検討してまいりたいと考えております。

委員長
柴 田
他に質疑ございますか。
収容人員、3平米、それと通路が1.5メートル、これは箱が大きいとそれだけ通路というのは必要になってきて、奥のほうにいる方たちが通路に出てくるということになると人をまたいでこないとだめだとか、非常に問題が生じてくる。大きい箱になると通路がかなりの面積が必要になってくるということについて

どういうお考えを持っているのかが1つと、今のカウントされているのは大人の方なのか、子供たち、あるいは幼児とかそういう子供たちも3平米という考え方でまとめられているのか、お教えいただきたい。

千葉係長

まず、子供の考え方なのですけれども、こちらも1人としてカウントしてございます。大人も子供も1人3平米としてカウントはしてございます。市民の数で計算しておりますので、そういうことになっております。

1.5メートルの幅についてなのですけれども、こちらも概要版なので示してはいなかつたのですけれども、一応1.5メートルの幅というのは人と車椅子がすれ違える寸法というところで示されておりまして、その幅をキープしているものでございます。また、3平米の面積につきましては、一応段ボールベッドとか、そういうものを置くスペースプラス荷物を置くスペースというところもカウントして3平米と積算しております。

柴 田

通路の1.5はわかるのですが、箱が大きくなつた場合に通路の保有面積というのがどうしても広くなつてくるのではないかと思うのです。スポーツセンターを例にとって、入り口から真ん中のところだけ通路をどんと真っすぐ奥まで行けるようにするといったら、端々、隅々の人たちが出てくるのに人のスペースを通って通路に出てこないとだめだということになると、どんどん、どんどん通路の数はふえていくのではないのかなと、そこら辺はどういう考え方でいるのか。

湯浅室長

先ほど避難所ごとにどのように避難者が暮らすことができるかという図面を案としてつくってございます。そちらの案には通路が1つという形ではなくて、避難者が背割りというか、2人いて通路がある、2人いて通路があるというような設計をしてございますので、今の段階では人をまたいで通路に出なければいけないということはない設計の中で収容人数を積算してございます。

他に質疑ございますか。

委 員 長
佐 々 木

大きい3番の福祉避難所のところで、避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて防災協定の民間施設並びに指定避難所において開設しますと書かれていて、ここのところは詳しい説明がなかつたのですけれども、いわゆる要援護者というか、障がい者、高齢者、手助けが必要な人を市は何名ぐらい想定していて、何名分の民間施設とか、何カ所の民間施設とかにお願いする予定でいるのでしょうかというのが1点と、一番後ろのページの自立型避難所とあるのですけれども、住民や事業者が自立運営するというところなのですけれども、これは事前登録になるとここに示されているのですけれども、どのぐらい事前登録があると見込んでこの計画全体を立てたのかというところをわかれればお聞かせください。

千葉係長

まず、自立型の部分につきましては、数については想定しておりません。今のこちらの計算の中では、自立型避難所がなくても収容可能であると一応してございます。

福祉避難所の部分につきましては、避難行動要支援者名簿というものが市のほうで保管してございまして、そのうち移送介護が必要な者であつたり、誘導が必要な者であつたりという、区分けをしてA、B、C、Dというランク的に分けてはいるのですけれども、そういう中で例えば移送介護が必要な者については、これは全て避難者数として当然避難所に来るでしょう。もしくは、その中にも自力で避難可能な者であつたり、声かけが必要な者であつたりとかあり

ますけれども、こちらにつきましても全ての人数というわけではなくて、例えば親戚のほうに迎えに来られて、避難所ではなくて自宅だと親戚宅で泊まるだとか、そこもまた割合なのですけれども、平均的な割合を乗じまして算出しているところでございます。福祉避難所につきましては、現在協定を結んでいる5カ所がございまして、こちらについても概要版には示しておりません。正本のほうには書いてあるのですけれども、今協定を結んでいるのは老人介護施設ナイスケアすずかけ、ほほえみ工房、サービスつき高齢者向け住宅ゆい、介護つき有料老人ホームあおぞら、滝川市西町デイサービスセンターと協定を結んでいるところでございます。どれぐらい受け入れ可能なのかというところでいくと収容人数のトータルで130名と伺っております。

佐々木
千葉係長

130名で市内の要配慮者を賄えるという人数なのですか。

協定を結んでいる数というだけで福祉避難所をその5カ所としているのですけれども、通常の市の避難所においてもそういった方々の受け入れというのではありませんので、その場合には介護士の支援を要請して避難所のほうに来ていただく、医師もそうなのですけれども、そういった対応で考えておりますので、福祉避難所のみと考えているわけではございません。

佐々木

多分130人以上、市内には福祉避難所に避難したほうがいいなと予測される人たちがいるというのがざっくりした感覚なのですけれども、今協定を結んでいる5カ所というところでは現実災害が起きたときは足りなくなるのではないかなど感じるのですけれども、この後協定を結ぶ数をふやすとか、ただそこの事業所も運営しながらの避難所運営になってくるので、本当にこの5カ所で130人を受け入れられるのかなという不安もあるのですけれども、そこはもう少し計画を練ってつくったほうが生かされる福祉避難所ができるのではないかと思うのですけれども、その辺の今後の予定はございますか。

湯浅室長

もちろん今委員ご指摘のとおり、福祉避難所の民間との連携というのはどんどん強化していきたいと考えております。ただ、それが滝川市内だけで受け入れられるのかどうかということになりますので、広域的なこともしっかり考えていかなければいけないし、そういうところにアンテナを張っていかなければいけないと考えてございます。さらに、先ほど言った要支援者の想定数の中では、特に水害時なのですけれども、要配慮者利用施設ということでグループホームだとケアハウスだと、そういう施設で滝川市地域防災計画に定められている施設につきましては避難行動計画というものを策定することが義務化されてございますので、その避難行動の先にある避難所の中での生活に関しても各施設の方々がフォローしてくれると、といったところをきちんと各施設ごとにやっていただけることも同時に進めてまいりたいと考えてございます。先ほど言った一般の避難所でも軽度の避難者を受け入れるという体制でないとやはり受け入れができないということがございますので、そちらについての看護師、医師、また介護士等についても確保できるよう、北海道の滝川地域保健所と連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

ほかに質疑ございますか。

ペットを飼われている方の避難所は特にお考えはあるのでしょうか。

そちらにつきましては、避難所の変更計画書ではなくて、滝川市避難所運営マニュアルのほうにその辺を加えていきたいと思ってございます。

委員長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みということにいたします。

(17)、「水防災タイムライン・カンファレンス全国大会2019 in 北海道」の開催及び「タイムライン防災・北海道ネットワーク」の設立について説明を求めます。

(17) 「水防災タイムライン・カンファレンス全国大会2019 in 北海道」の開催及び「タイムライン防災・北海道ネットワーク」の設立について

倉嶋主任主事

委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(18)、「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」による栃木市への職員派遣等について説明を求めます。

(18) 「大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定」による栃木市への職員派遣等について

倉嶋主任主事

委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

荒木

職員の派遣とは直接関係ないのですけれども、民間で行かれた方からの情報で、相当まだ混乱しているというか、手がつけられないというような状況を聞いているのですけれども、簡単で結構なのですが、どのように聞いていますか。全く人手が足りないとか、手つかずでいるとかというような感じでいいのですけれども、要するに復旧というか、大体の報告を受けている二、三点で結構なのですけれども、どういう状況か報告できますか。

湯浅室長

先ほど補正予算の専決処分の中で4番で被害状況等を書いてございますが、そちらが被害の全体像でございます。現状派遣職員からいろいろ情報を聞いているところによりますと、まずは行政側としては罹災証明業務の段階に入っていますが、近隣の県または市町村の職員の中で罹災証明業務をかなり進めてきているところですが、数が多いということから、まだ半ばということで聞いてございます。浸水したことによりまして建物の泥出し、泥出しについてはかなりの人手が要るということがあって、災害時ボランティアセンターも立ち上がりつてございまして、そういうボランティアが相当数いるということを聞いてございます。そのほかにごみの問題、被災ごみということで、持っていくところでかなり苦慮していると聞いているところでございます。

委員長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

(19)、防災行政無線（移動系）更新事業の概要について説明を求めます。

(19) 防災行政無線（移動系）更新事業の概要について

千葉係長

委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

2 第4回定例会以降の調査事項について

委員長 それでは、2、第4回定例会以降の調査事項について、別紙のとおり確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3 その他について

委員長 3、その他について、経済建設及び厚生常任委員会で既に意見交換会を実施をしておりますが、総務文教については一応2月に、コミュニティ・スクールということで明苑中学校区と今のところ意見交換会を予定をしております。テーマをしつかり決めて臨みたいと思いますので、細部についてはまた皆さんにお諮りをいたします。

その他委員のほうから何かございますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局からは何かございますか。

(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長 4、次回委員会の日程については、正副委員長一任でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして第5回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 11：27